

## 日本物理学会 学生優秀発表賞 実施要綱

2017年12月9日 理事会

(0) 目的：物理学会大会における若手の優秀な発表を奨励し，大会をより活性化するために本賞を設ける．

(1) 賞の名称・賞状：本賞の名称は日本物理学会学生優秀発表賞とする．  
英語名称は，**Student Presentation Award of the Physical Society of Japan** とする．  
賞状は会長名において授与する．

(2) 対象：物理学会正会員の内の大学院生または学生会員による当該大会の学会発表（口頭またはポスター）を授賞対象とする．

(3) 授賞者の決定：会長／理事会は，各領域代表に受賞候補の推薦を依頼する．各領域において，附則(1)および附則(2)により，定められた審査員が発表を審査し，その結果を受けて各領域代表は受賞候補を理事会に推薦する．推薦候補については，理事会において授賞を審議・承認する．

(4) 公表：承認後，日本物理学会 web ページにおいて，授賞者名，授賞講演タイトル等を公表する．

(5) 時期：2018年秋季大会より授賞を始める．

(6) 取消：受賞者が本会の名誉を傷つける行為を行った場合，理事会は賞を取り消すことができる．

附則(1) 授賞人数等：授賞人数は，本賞の趣旨を逸脱しない範囲で各領域で場合に応じて決め，領域によっては推薦者なしでも良い．

附則(2) 授賞規定・審査員：各領域代表は，受賞者決定のための，審査員選用法を含む規則を設け，これを理事会に通知し承認を受ける（初回，および変更がある場合）．各領域代表は，審査終了後，審査員名簿を受賞候補名簿と共に理事会に提出し，承認を受ける．審査員名簿の理事会承認を受賞候補承認の必要条件とする．

附則(3) 仮賞状の発行：各領域において，推薦が決まった段階で，理事会の承認を待たずに仮賞状を発行することができる．

附則(4) 受賞回数：複数受賞は妨げない．ただし，各領域の独自規則により当該領域における受賞についてこれを禁止することはできる．